

令和4年5月20日招集

# 秩父市議会臨時会議案

## 目 次

議案第40号	専決処分について（秩父市税条例の一部を改正する条例）	1
議案第41号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）	5
議案第42号	工事請負契約の締結について	9
議案第43号	工事請負契約の締結について	10
議案第44号	秩父市監査委員の選任について	11
議案第45号	秩父市固定資産評価員の選任について	12
議案第46号	秩父市副市長の選任について	13

議案第40号

専決処分について

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月20日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

秩 父 市 長            北   堀            篤

## 秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第2項中「3分の2」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防

止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の秩父市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 2 0 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

秩 父 市 長            北   堀            篤



秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第9項及び第11項」を「附則第10項及び第12項」に、「附則第9項及び第12項」を「附則第10項及び第13項」に、「第12項及び第13項」を「第11項、第13項及び第14項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「前項の「前年度分の」」を「同項の「前年度分の」」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秩父市都市計画税の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第42号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 高篠中学校校舎大規模改造工事  
施工箇所 秩父市山田2647番地  
請負金額 金369,820,000円  
請負業者 守屋八潮・黒沢特定建設工事共同企業体  
共同企業体構成員 埼玉県秩父市宮側町14番16号  
守屋八潮建設株式会社  
代表取締役 山口 浩人  
共同企業体構成員 埼玉県秩父市山田2696番地7  
株式会社黒沢工務店  
代表取締役 黒沢 剛  
上記代表者 守屋八潮建設株式会社  
代表取締役 山口 浩人

令和4年5月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

高篠中学校校舎大規模改造工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

議案第43号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 影森中学校教室棟大規模改造工事  
施工箇所 秩父市上影森53番地  
請負金額 金267,300,000円  
請負業者 斎藤・荒川特定建設工事共同企業体  
共同企業体構成員 埼玉県秩父市下影森163番地  
株式会社斎藤組  
代表取締役 齊藤 公志郎  
共同企業体構成員 埼玉県秩父市荒川上田野2096番地1  
荒川建設株式会社  
代表取締役 原嶋 義明  
上記代表者 株式会社斎藤組  
代表取締役 齊藤 公志郎

令和4年5月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

影森中学校教室棟大規模改造工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

議案第44号

秩父市監査委員の選任について

秩父市監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 (略)

氏 名 高野 宏

生年月日 (略)

令和4年5月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市監査委員小櫃市郎が令和4年4月30日に任期が満了したので、後任の秩父市監査委員を議会の同意を得て選任したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により提出する。

議案第45号

秩父市固定資産評価員の選任について

秩父市固定資産評価員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 (略)

氏 名 江野純夫

生年月日 (略)

令和4年5月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

議会の同意を得て選任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により提出する。

議案第46号

秩父市副市長の選任について

秩父市副市長に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 (略)

氏 名 石関千春

生年月日 (略)

令和4年5月20日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

議会の同意を得て選任したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により提出する。